

法務省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 法務省における採用の全体像

法務省（出入国在留管理庁，公安調査庁を含む）においては，国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し，令和2年度から4年度の3年間で120名（毎年40名）の採用を目指す。加えて，既存の選考採用等の取組も着実に継続する（参考：法務省において実施した，平成28年度から30年度の3年間における既存の選考採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は443人）。

2 法務省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって法務省が求める人材像としては，本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の（1）～（3）に掲げるような方に加え，以下のような方を想定している。

- ・法務省が所管する民事，刑事，矯正，更生保護，出入国在留管理，団体規制等の行政分野に正義感・使命感を持って積極的に取り組む意欲のある方
- ・国家公務員中途採用試験選考採用試験（就職氷河期世代）の刑務官区分及び入国警備官区分については，職務を適切に遂行することができる身体の状態であること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えている方
- ・刑務所等の矯正施設において被収容者の医療に従事するに必要な医師免許や看護師免許を有する方

3 法務省における研修方針

採用後，公務に円滑に取り組めるよう，採用官署における実務を通じた研修のほか，法務省においては例えば，以下のような研修機会を設けることとする。

（1）刑務官

新たに刑務官に採用された方に対し，刑務官として必要な知識及び技能を習得させるための基礎的な教育及び訓練を行う初等科研修

（2）入国警備官

新たに入国警備官に採用された方に対し，入国警備官として必要な知識及び技能を習得させるための基礎的な教育及び訓練を行う初任科研修

（3）法務局官署，検察官署，更生保護官署，出入国在留管理官署，公安調査庁等採用者

職員として必要な基礎的法律知識・執務に必要な理論の習得や実務に関する指導を行うための研修